

## 次期国民健康づくり運動プラン（「健康日本21（第三次）」）について

### 1 次期国民健康づくり運動プランの策定について

健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」は、平成24年に全部改正（いわゆる「健康日本21（第二次）」）され、令和5年度をもって期間が終了する。そのため、令和4年9月に設置された厚生科学審議会（次期国民健康づくり運動プラン（令和6年度開始）策定専門委員会）で、次期プランの内容を審議しているところであり、令和5年春には公表の予定となっている。

### 2 次期プランのビジョン・基本的な方向について

#### （1）ビジョン

「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」

- ①誰一人取り残さない健康づくりの展開
- ②より実効性をもつ取組の推進

#### （2）基本的な方向

- ①健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- ②個人の行動と健康状態の改善
- ③社会環境の質の向上
- ④ライフコース

#### （3）期間

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間

### 3 目標の設定

#### （1）目標設定の基本的な考え方

- ・全体で50項目程度とし、健康（特に健康寿命の延伸や生活習慣病の予防）に関する科学的なエビデンスがあることを原則とする
- ・データソースは、事後的な実態把握のため、公的統計を利用することを原則とする

#### （2）目標値設定の基本的な考え方

- ・評価を行う時点で実際に到達したか確認できるものが望ましいため、具体的な目標値は、計画開始後の概ね9年間（令和14（2032）年度まで）を目途として設定する

- ・他計画等で目標年度が定められている場合を除き、令和14年度を目標年度として目標設定する
- ・一つの目標項目の中に、性・年齢階級別など複数の指標がある目標項目については、項目全体としての目標値を設定する

### (3) 目標の評価

- ・計画開始後6年（令和11（2029）年）を目途に全ての目標について中間評価を行う
- ・計画開始後10年（令和15（2033）年）を目途に最終評価を行う
- ・評価に用いる比較値（ベースライン値）は、令和6（2024）年までの最新値とする（令和7（2025）年度に公表することを想定）